# **ほう素等３項目の排水基準に係る経過措置について**

資料 ２－２

**１　ほう素等３項目の性状等**

ほう素等（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）の性状等は表１に示すとおりである。

表１　ほう素等の性状等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 性状 | 人への主な健康影響 | 用途及び発生源 |
| ほう素及びその化合物 | ほう素は様々な化合物を形成するが、自然界で多くはほう砂等として存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。 | ラットを用いた催奇形性試験における胎児の体重増加抑制高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等の発症 | 電気めっき工程の緩衝剤・めっき液として、また、うわ薬等製造工程等でほう酸を使用するほか、原料に由来してほう素を含む排水が排出される。ほう素を排出する主要な業種としては、鉱業、石炭火力発電所、うわ薬瓦・うわ薬製造業等がある。 |
| ふっ素及びその化合物 | 化学的作用は極めて強く、すべての元素と直接反応する。自然状態ではホタル石等の形態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。 | 過剰な摂取による斑状歯の発症 | 金属の研磨やステンレスの洗浄目的で使用するほか、原料として使用するホタル石に由来してふっ素を含む排水が排出される。ふっ素を排出する主要な業種としては、鉄鋼業、無機薬品製造業、フルオロカーボン製造業等がある。 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 各々、アンモニアイオン、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの化合物。基準値はこれら化合物中の窒素量として定義される。環境中には硝酸・亜硝酸性窒素のまま、もしくはその他の窒素化合物として排出される。窒素化合物は環境中で形態変化して硝酸性窒素を生成し、アンモニア性窒素は好気的条件下で微生物の働きにより硝化され、亜硝酸性窒素を経て、硝酸性窒素を生じる。 | 乳幼児のメトヘモグロビン血症の発症 | 電気めっきにおける洗浄剤・防錆剤、希土類精鉱の溶解剤、その他、製品の触媒等として用いられる。硝酸・亜硝酸性窒素やアンモニア性窒素は、これらを製造・使用する工場・事業場から排出されるほか、生活排水、人や家畜のし尿等として広く排出される。また、窒素肥料の施用も発生源となる。 |

資料：「ほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直しについて（案）

に対する意見募集参考資料（平成16年３月環境省）」、「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会資料
（令和４年３月環境省）」より作成。

**２　ほう素等３項目に係る排水基準について**

**（１）ほう素等３項目に係る排水基準**

ほう素等は、水質汚濁防止法施行令の改正により、平成13年７月１日に有害物質に追加され、排水基準を定める省令により、排水量に関わらず、全ての法対象事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）に対し、一律の排水基準が定められている。

大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）を改正し、平成14年４月１日から、ほう素等の排水基準を定めている。

このうち、図１（７ページ）に示す上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場及び条例対象事業場（届出施設のみを設置する工場又は事業場）に対しては、水道水源の安全性を確保するため、環境基準並みの排水基準を適用している。また、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する法対象事業場に対しては水質汚濁防止法の排水基準を適用し、条例対象事業場に対しては法の排水基準と同じ排水基準を適用している。

海域に排出水を排出する法対象事業場及び条例対象事業場に対しては、ほう素については、上乗せ条例及び生活環境保全条例で、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する事業場と同じ排水基準をそれぞれ適用している。ふっ素及びアンモニア等については、法対象事業場に対しては水質汚濁防止法の排水基準を適用し、条例対象事業場に対しては法の排水基準と同じ排水基準を適用している。

以上の排水基準の適用状況は表２に示すとおりである。

表２　ほう素等に係る排水基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 法対象事業場 | 生活環境保全条例対象事業場 | （参考）環境基準 |
| 水質汚濁防止法（一般排水基準） | 上乗せ条例 | 生活環境保全条例 |
| ほう素及びその化合物 | 上水道水源地域 | 10mg/L | 1mg/L | 1mg/L | 1 mg/L（海域には適用しない） |
| 上水道水源地域以外の地域 | － | 10mg/L |
|  | 海域 | 230mg/L | 10mg/L | 10mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 上水道水源地域 | 8mg/L | 0.8mg/L | 0.8mg/L | 0.8 mg/L（海域には適用しない） |
| 上水道水源地域以外の地域 | － | 8mg/L |
|  | 海域 | 15mg/L | － | 15mg/L |
| ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 上水道水源地域 | 100mg/L | 10mg/L | 10mg/L | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として10mg/L |
| 上水道水源地域以外の地域 | － | 100mg/L |
|  | 海域 | 100mg/L |

注）ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準値については、アンモニア性窒素に0.4を乗じた
もの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量とする。

**（２）ほう素等３項目に係る暫定排水基準**

**（暫定排水基準適用の経緯）**

排水基準の適用に当たっては、水質汚濁防止法、上乗せ条例及び生活環境保全条例ともに、経過措置として、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、期間を定めて暫定排水基準を適用している。この経過措置については、過去３年ごとに見直しが行われてきた。

その結果、水質汚濁防止法の暫定排水基準の適用業種は、当初は40業種であったが、製造工程の見直しや使用する薬品の切り替え、排水処理技術の向上等により排水中の濃度が低減していることなどを踏まえ、現在の暫定排水基準（令和４年７月１日適用開始）では10業種となっている（表３のとおり）。

また、上乗せ条例及び生活環境保全条例の暫定排水基準の適用業種は、当初は40業種であったが、府内における上記と同様の状況を踏まえ、現在の暫定排水基準（令和２年４月１日適用開始）では11業種となっている。

**（上乗せ条例及び生活環境保全条例における暫定排水基準の適用状況）**

法対象事業場及び条例対象事業場に対する現在の暫定排水基準の適用状況は、表４及び表５に示すとおりである。

表３　水質汚濁防止法におけるほう素等３項目に係る暫定排水基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　種 | 区　分 | 見直し前（R1.7.1～R4.6.30)　→　見直し後 |
| ほう素(mg/L） | ふっ素(mg/L) | アンモニア等（mg/L） | 延長期間 |
| 一般排水基準：10(海域は230) | 一般排水基準：8(海域は15) | 一般排水基準：100 |
| 温泉 | 旅館業 | ほう素濃度が500mg/L以下の温泉 | 500 → 300 | 　 | 　 | 当分の間 |
| ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉 | 500 → 500 | 　 |
| 自然湧出 | 　 | 50 → 50 |
| 自然湧出以外 | 30 → 30 |
| 昭和49年以降湧出で50m3/日以上 | 15 → 15 |
| 畜産 | 畜産農業 | 豚房施設を有する | 　 | 　 | 500 → 400 | 令和7年6月30日まで |
| 牛房施設を有する | 500 → 300 |
| 馬房施設を有する | 500 → 一般 | - |
| 工業 | ほうろう鉄器製造業 | 　 | 40 → 40 | 12 → 12 | 　 | 令和7年6月30日まで |
| 金属鉱業 | 　 | 100 → 100 | 　 | 　 |
| 電気めっき業 | 日排水量50m3未満 | 30 → 30 | 40 → 40 | 　 |
| 日排水量50m3以上 | 15 → 15 | 　 |
| 貴金属製造・再生業 | 　 | 　 | 　 | 2,800 → 2,800 |
| 酸化コバルト製造業 | 　 | 　 | 　 | 120 → 一般 | - |
| ジルコニウム化合物製造業 | 　 | 　 | 　 | 600 → 350 | 令和7年6月30日まで |
| モリブデン化合物製造業 | 　 | 　 | 　 | 1,400 → 1,300 |
| バナジウム化合物製造業 | 　 | 　 | 　 | 1,650 → 1,650 |
| 下水道 | 下水道業 | 温泉排水を受け入れているもので一定のもの | 50 → 40 | 　 | 　 | 当分の間 |
| モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの | 　 | 　 | 130 → 一般 | - |

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 法の改正部分 |

表４　法対象事業場に対する上乗せ条例に基づく暫定排水基準の適用状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 暫定排水基準 | 暫定排水基準がない場合に適用される基準 | 備考 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) | 根拠 |
| 上水道水源地域 | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50(自然湧出)30(自然湧　出以外) | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は８mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対して、50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、50m3以上のものに対しては15mg/Lとされている。・上乗せ条例で、30m3以上50m3未満のものに対して、法の50 m3以上の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| アンモニア等 | 畜産農業 | 500 | 10 | 上乗せ条例の一般排水基準 | 既設事業場のみに適用 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 下水道業 | 20 | ・上乗せ条例で、事業場の排水処理の困難性を踏まえて定めた基準値を適用している。 |
| 上水道水源地域以外の地域(海域除く) | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50(自然湧出)30(自然湧　出以外)  | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は８mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対しては、旅館業は50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、電気めっき業は40mg/L、50m3以上のものに対してはいずれも15mg/Lとされている。・上乗せ条例で、30m3以上50m3未満のものに対して、50 m3以上の排出基準と同じ基準値を適用している。 |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 40 | 法の暫定排水基準 |
| 海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | 上乗せ条例の一般排水基準 | ・上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する法対象事業場に対する法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 金属鉱業 | 100 |
| 電気めっき業 | 30 |
| 旅館業（温泉を利用するもの） | 500 |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定※のもの） | 50 |
| ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50(自然湧出)30(自然湧　出以外)  | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は15mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対しては、旅館業は50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、電気めっき業は40mg/Lとされている。なお、50 m3以上のものには暫定排水基準は適用されていない。・府では、30m3以上50m3未満のものに対して、50 m3以上の排出基準と同じ基準値を適用している。 |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 40 | 法の暫定排水基準 |

※ΣCi・Ｑi/Qが10を超えるもの。

Ci：旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度

Qi：旅館業に属する特定事業場の通常の排水量

Q：当該下水道の通常の排水量

表５　条例対象事業場に対する生活環境保全条例に基づく暫定排水基準の適用状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 暫定排水基準 | 暫定排水基準がない場合に適用される基準 | 備考 |
| 業種区分 | （mg/L） | （mg/L） | 根拠 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域以外 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | 生活環境保全条例の一般排水基準 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| ふっ素 | ほうろう鉄器製造業 | 12 | 8 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 120 | 100 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 畜産農業 | 500 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 600 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,400 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 2,800 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 120 | 100 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 畜産農業 | 500 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 600 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,400 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 2,800 |







1. 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
2. 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
3. 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
4. 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
5. 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
6. 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
7. 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
8. 貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域
9. 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
10. 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
11. 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

図１　上水道水源地域（網掛け部）

**３　府域の公共用水域等におけるほう素等３項目の測定結果**

## **（１）公共用水域**

公共用水域の水質測定計画に基づく、令和元年度から令和３年度における測定の実施状況と結果の概要は次に示すとおりである。（令和３年度は暫定値）

１） ほう素

河川では、令和元年度は133地点、令和２年度は130地点、令和３年度は135地点において延べ973検体の測定を実施しており、表６に示すとおり、12地点で環境基準の超過があったが、いずれも、大阪湾の河口に近い地点であり、電気伝導率の結果により、海水の影響によるものと考えられる。

２） ふっ素

河川では、令和元年度は133地点、令和２年度は130地点、令和３年度は135地点において延べ985検体の測定を実施しており、表６に示すとおり、２地点で環境基準の超過があったが、電気伝導率の結果により、海水の影響によるものと考えられる。

３） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

河川では、令和元年度は136地点、令和２年度は133地点、令和３年度は136地点において延べ1,258検体、海域では、令和元年度から令和３年度にかけて、22地点において延べ510検体の測定を実施しており、河川・海域とも環境基準超過はなかった。

## **（２）水道原水**

水道事業体による令和２年度における水道原水の水質測定結果は表７に示すとおりであり、全ての測定結果が環境基準値（水道水質基準値と同じ）以下であった。

表６　公共用水域におけるほう素等３項目の環境基準超過事例（令和元～３年度）

※環境基準を超過した地点の一覧を示す。

１）ほう素（環境基準1mg/L以下）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 地点名 | 年度 | m/n | 濃度（mg/L） | 超過要因 |
| 最小値 | 最大値 | 年平均値 |
| 淀川 | 伝法大橋 | 3 | 1/1 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 海水の影響によるもの |
| 神崎川 | 千船橋 | 1 | 2/4 | 0.41 | 2.8 | 1.4 |
| 正連寺川 | 北港大橋下流700m | 1 | 4/4 | 2.7 | 3.5 | 3.0 |
| 2 | 4/4 | 1.1 | 3.6 | 2.2 |
| 3 | 4/4 | 1.3 | 3.4 | 2.3 |
| 六軒屋川 | 春日出橋 | 1 | 3/4 | 0.33 | 3.2 | 1.7 |
| 2 | 2/4 | 0.31 | 2.3 | 1.1 |
| 安治川 | 天保山渡 | 1 | 4/4 | 1.5 | 3.2 | 2.0 |
| 2 | 4/4 | 1.2 | 1.7 | 1.4 |
| 3 | 2/4 | 0.75 | 1.8 | 1.3 |
| 尻無川 | 甚兵衛渡 | 1 | 3/4 | 1.0 | 2.2 | 1.5 |
| 2 | 2/4 | 0.65 | 1.7 | 1.2 |
| 木津川 | 千本松渡 | 1 | 4/4 | 1.1 | 2.5 | 1.7 |
| 木津川運河 | 船町渡 | 1 | 4/4 | 1.3 | 2.1 | 1.7 |
| 2 | 3/4 | 0.34 | 1.8 | 1.3 |
| 3 | 2/4 | 0.63 | 1.6 | 1.1 |
| 住吉川 | 住之江大橋下流1100m | 1 | 4/4 | 1.1 | 1.8 | 1.5 |
| 2 | 3/4 | 0.88 | 2.2 | 1.6 |
| 3 | 4/4 | 1.6 | 1.9 | 1.7 |
| 内川放水路 | 古川橋 | 2 | 2/2 | 2.4 | 2.8 | 2.6 |
| 3 | 2/2 | 1.8 | 2.6 | 2.2 |
| 内川 | 竪川橋 | 1 | 2/2 | 3.1 | 3.1 | 3.1 |
| 王子川 | 新王子橋 | 1 | 1/2 | 1.0 | 2.2 | 1.6 |

　(注)　m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表す。

２）ふっ素(環境基準0.8mg/L以下)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 地点名 | 年度 | m/n | 濃度（mg/L） | 超過要因 |
| 最小値 | 最大値 | 年平均値 |
| 内川放水路 | 古川橋 | 2 | 1/2 | 0.79 | 2.3 | 1.5 | 海水の影響によるもの |
| 内川 | 竪川橋 | 1 | 2/2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |

３）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(環境基準10mg/L以下)

環境基準を超過した事例はない。

表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等３項目の測定結果（令和２年度）

１）ほう素

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出典：大阪府環境衛生課調べ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業主体注1） | 浄水場名 | 水源名 | 番号注 2） | 日平均浄水量（千ｍ3） | 原水の種類 | 測定結果 |
| （環境基準値：1mg/L) |
| 測定回数 | 平均値 | 最大値 |
| 能勢町 | 天王浄水場 | 天王川支流 | 1 | 0.03 | 表流水（自流） | 1 | <0.1 | <0.1 |
| 能勢町 | 歌垣浄水場 | 小和田川 | 2 | 0.03 | 表流水（自流）、浄水受水 | 1 | <0.1 | <0.1 |
| 能勢町 | 妙見山浄水場 | 妙見山水系 | 2 | 0.001 | 表流水（自流） | 1 | <0.1 | <0.1 |
| 池田市、大阪広域水道企業団 | 古江浄水場 | 猪名川 | 2 | 30.7  | ダム放流、表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 豊中市 | 柴原浄水場 | 猪名川 | 2 | 15.8  | 伏流水 | 4 | <0.1 | 0.1 |
| 箕面市 | 箕面浄水場 | 箕面川 | 3 | 2.0  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | 0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 138.9  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 村野浄水場 | 淀川 | 4 | 1,095.5  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 三島浄水場 | 淀川 | 4 | 192.5  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪市 | 柴島浄水場 | 淀川 | 4 | 565.7  | 表流水（自流） | 4 | 0.1 | 0.1 |
| 大阪市 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 439.8  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪市 | 豊野浄水場 | 淀川 | 4 | 171.6  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 吹田市 | 泉浄水所 | 淀川（深井戸と混合） | 4 | 32.8  | 表流水（自流） | 12 | <0.1 | <0.1 |
| 高槻市 | 樫田浄水場 | 出灰川 | 4 | 0.3  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 高槻市 | 川久保浄水場 | 西水無瀬川 | 4 | 0.03  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 枚方市 | 中宮浄水場 | 淀川 | 4 | 107.7  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 守口市 | 守口市浄水場 | 淀川 | 4 | 43.7  | 表流水（自流）,浄水受水 | 12 | <0.1 | <0.1 |
| 羽曳野市 | 石川浄水場 | 石川 | 5 | 12.3  | 伏流水 | 2 | <0.1 | 0.1 |
| 富田林市、河内長野市 | 日野浄水場 | 滝畑ダム | 5 | 14.8  | ダム直接 | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 河内長野市 | 西代浄水場 | 石川 | 5 | 3,113.0  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 河内長野市 | 三日市浄水場 | 石見川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 河内長野市 | 石見川浄水場 | 石見川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 青崩浄水場 | 水越川上流支川 | 5 | 0.03 | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 岩井谷浄水場 | 岩井谷川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 千早浄水場 | 黒拇川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 和泉市 | 和田浄水場 | 光明池 | 6 | 8.0  | 湖沼水 | 12 | 0.2 | 0.9 |
| 和泉市 | 父鬼浄水場 | 父鬼川 | 6 | 0.4  | 表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 泉北水道企業団 | 信太山浄水場 | 惣ヶ池 | 7 | 12.7  | 湖沼水 | 4 | <0.1 | 0.2 |
| 貝塚市 | 蕎原浄水施設 | 近木川 | 8 | 0.02  | 浄水受水、表流水（自流） | 4 | <0.1 | <0.1 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 大池 | 9 | 6.2  | 浄水受水、湖沼水 | 1 | <0.1 | <0.1 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 稲倉池 | 10 | 6.2  | 浄水受水、湖沼水 | 1 | <0.1 | <0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 孝子浄水場 | 逢帰ダム | 11 | 1.8  | ダム直接 | 1 | <0.1 | <0.1 |

注１）上水道事業場で簡易水道業を含まない

　注２）番号は、条例で定める上水道水源地域の番号（図１参照）

表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等３項目の測定結果（令和２年度）

２）ふっ素

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 出典：大阪府環境衛生課調べ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業主体注1） | 浄水場名 | 水源名 | 番号注2） | 日平均浄水量（千ｍ3） | 原水の種類 | 測定結果 |
| （環境基準値：0.8mg/L) |
| 測定回数 | 平均値 | 最大値 |
| 能勢町 | 天王浄水場 | 天王川支流 | 1 | 0.03 | 表流水（自流） | 1 | <0.08 | <0.08 |
| 能勢町 | 歌垣浄水場 | 小和田川 | 2 | 0.03 | 表流水（自流）浄水受水 | 1 | 0.1 | 0.1 |
| 能勢町 | 妙見山浄水場 | 妙見山水系 | 2 | 0.001 | 表流水（自流） | 1 | 0.15 | 0.15 |
| 池田市、大阪広域水道企業団 | 古江浄水場 | 猪名川 | 2 | 30.7  | ダム放流、表流水（自流） | 12 | 0.21 | 0.28 |
| 豊中市 | 柴原浄水場 | 猪名川 | 2 | 15.8  | 伏流水 | 12 | 0.25 | 0.3 |
| 箕面市 | 箕面浄水場 | 箕面川 | 3 | 2.0  | 表流水（自流） | 24 | 0.22 | 0.32 |
| 大阪広域水道企業団 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 138.9  | 表流水（自流） | 4 | 0.09 | 0.09 |
| 大阪広域水道企業団 | 村野浄水場 | 淀川 | 4 | 1,095.5  | 表流水（自流） | 4 | 0.1 | 0.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 三島浄水場 | 淀川 | 4 | 192.5  | 表流水（自流） | 4 | 0.1 | 0.11 |
| 大阪市 | 柴島浄水場 | 淀川 | 4 | 565.7  | 表流水（自流） | 12 | 0.09 | 0.1 |
| 大阪市 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 439.8  | 表流水（自流） | 12 | 0.1 | 0.12 |
| 大阪市 | 豊野浄水場 | 淀川 | 4 | 171.6  | 表流水（自流） | 12 | 0.09 | 0.11 |
| 吹田市 | 泉浄水所 | 淀川(深井戸と混合) | 4 | 32.8  | 表流水（自流） | 12 | 0.1 | 0.11 |
| 高槻市 | 樫田浄水場 | 出灰川 | 4 | 0.3  | 表流水（自流） | 12 | <0.08 | <0.08 |
| 高槻市 | 川久保浄水場 | 西水無瀬川 | 4 | 0.03  | 表流水（自流） | 12 | <0.08 | <0.08 |
| 枚方市 | 中宮浄水場 | 淀川 | 4 | 107.7  | 表流水（自流） | 4 | 0.1 | 0.11 |
| 守口市 | 守口市浄水場 | 淀川 | 4 | 43.7  | 表流水（自流）浄水受水 | 12 | 0.11 | 0.12 |
| 羽曳野市 | 石川浄水場 | 石川 | 5 | 12.3  | 伏流水 | 2 | 0.13 | 0.14 |
| 富田林市、河内長野市 | 日野浄水場 | 滝畑ダム | 5 | 14.8  | ダム直接 | 4 | <0.08 | <0.08 |
| 河内長野市 | 西代浄水場 | 石川 | 5 | 3,113.0  | 表流水（自流） | 4 | 0.13 | 0.16 |
| 河内長野市 | 三日市浄水場 | 石見川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 4 | 0.12 | 0.16 |
| 河内長野市 | 石見川浄水場 | 石見川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 4 | 0.13 | 0.16 |
| 大阪広域水道企業団 | 青崩浄水場 | 水越川上流支川 | 5 | 0.03 | 表流水（自流） | 4 | <0.08 | 0.09 |
| 大阪広域水道企業団 | 岩井谷浄水場 | 岩井谷川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 4 | 0.08 | 0.08 |
| 大阪広域水道企業団 | 千早浄水場 | 黒拇川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 4 | <0.08 | <0.08 |
| 和泉市 | 和田浄水場 | 光明池 | 6 | 8.0  | 湖沼水 | 12 | 0.11 | 0.13 |
| 和泉市 | 父鬼浄水場 | 父鬼川 | 6 | 0.4  | 表流水（自流） | 12 | <0.08 | <0.08 |
| 泉北水道企業団 | 信太山浄水場 | 惣ヶ池 | 7 | 12.7  | 湖沼水 | 4 | 0.11 | 0.12 |
| 貝塚市 | 蕎原浄水施設 | 近木川 | 8 | 0.02  | 浄水受水表流水（自流） | 12 | <0.08 | <0.08 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 大池 | 9 | 6.2  | 浄水受水湖沼水 | 1 | 0.09 | 0.09 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 稲倉池 | 10 | 6.2  | 浄水受水湖沼水 | 1 | <0.08 | <0.08 |
| 大阪広域水道企業団 | 孝子浄水場 | 逢帰ダム | 11 | 1.8  | ダム直接 | 1 | <0.08 | <0.08 |

注１）上水道事業場で簡易水道業を含まない

　注２）番号は、条例で定める上水道水源地域の番号（図１参照）

表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等３項目の測定結果（令和２年度）

３） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

　　　　　　　　　　　　　　　　　出典：大阪府環境衛生課調べ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業主体注1） | 浄水場名 | 水源名 | 番号注2） | 日平均浄水量（千ｍ3） | 原水の種類 | 測定結果 |
| （環境基準値：10mg/L) |
| 測定回数 | 平均値 | 最大値 |
| 能勢町 | 天王浄水場 | 天王川支流 | 1 | 0.03 | 表流水（自流） | 1 | <1.0 | <1.0 |
| 能勢町 | 歌垣浄水場 | 小和田川 | 2 | 0.03 | 表流水（自流）浄水受水 | 1 | <1.0 | <1.0 |
| 能勢町 | 妙見山浄水場 | 妙見山水系 | 2 | 0.001 | 表流水（自流） | 1 | <1.0 | <1.0 |
| 池田市、大阪広域水道企業団 | 古江浄水場 | 猪名川 | 2 | 30.7  | ダム放流表流水（自流） | 12 | 0.5 | 0.7 |
| 豊中市 | 柴原浄水場 | 猪名川 | 2 | 15.8  | 伏流水 | 12 | 0.82 | 1.14 |
| 箕面市 | 箕面浄水場 | 箕面川 | 3 | 2.0  | 表流水（自流） | 24 | 0.8 | 1.3 |
| 大阪広域水道企業団 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 138.9  | 表流水（自流） | 12 | 0.78 | 1.1 |
| 大阪広域水道企業団 | 村野浄水場 | 淀川 | 4 | 1,095.5  | 表流水（自流） | 12 | 0.8 | 1.05 |
| 大阪広域水道企業団 | 三島浄水場 | 淀川 | 4 | 192.5  | 表流水（自流） | 12 | 0.83 | 1.13 |
| 大阪市 | 柴島浄水場 | 淀川 | 4 | 565.7  | 表流水（自流） | 12 | 0.9 | 1.3 |
| 大阪市 | 庭窪浄水場 | 淀川 | 4 | 439.8  | 表流水（自流） | 12 | 0.8 | 1.32 |
| 大阪市 | 豊野浄水場 | 淀川 | 4 | 171.6  | 表流水（自流） | 12 | 0.8 | 1.2 |
| 吹田市 | 泉浄水所 | 淀川(深井戸と混合) | 4 | 32.8  | 表流水（自流） | 12 | 0.82 | 1.32 |
| 高槻市 | 樫田浄水場 | 出灰川 | 4 | 0.3  | 表流水（自流） | 12 | <1.0 | 1 |
| 高槻市 | 川久保浄水場 | 西水無瀬川 | 4 | 0.03  | 表流水（自流） | 12 | <1.0 | 2 |
| 枚方市 | 中宮浄水場 | 淀川 | 4 | 107.7  | 表流水（自流） | 16 | 0.83 | 1.2 |
| 守口市 | 守口市浄水場 | 淀川 | 4 | 43.7  | 表流水（自流）浄水受水 | 12 | 0.88 | 1.24 |
| 羽曳野市 | 石川浄水場 | 石川 | 5 | 12.3  | 伏流水 | 4 | <1.0 | <1.0 |
| 富田林市、河内長野市 | 日野浄水場 | 滝畑ダム | 5 | 14.8  | ダム直接 | 12 | 0.3 | 0.4 |
| 河内長野市 | 西代浄水場 | 石川 | 5 | 3,113.0  | 表流水（自流） | 12 | 0.49 | 0.8 |
| 河内長野市 | 三日市浄水場 | 石見川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 12 | 0.58 | 0.74 |
| 河内長野市 | 石見川浄水場 | 石見川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 12 | 0.47 | 0.6 |
| 大阪広域水道企業団 | 青崩浄水場 | 水越川上流支川 | 5 | 0.03 | 表流水（自流） | 12 | <1.0 | <1.0 |
| 大阪広域水道企業団 | 岩井谷浄水場 | 岩井谷川 | 5 | 1.3  | 表流水（自流） | 12 | 1 | 1 |
| 大阪広域水道企業団 | 千早浄水場 | 黒拇川 | 5 | 0.1  | 表流水（自流） | 12 | <1.0 | <1.0 |
| 和泉市 | 和田浄水場 | 光明池 | 6 | 8.0  | 湖沼水 | 12 | 0.6 | 0.7 |
| 和泉市 | 父鬼浄水場 | 父鬼川 | 6 | 0.4  | 表流水（自流） | 12 | 0.6 | 1 |
| 泉北水道企業団 | 信太山浄水場 | 惣ヶ池 | 7 | 12.7  | 湖沼水 | 12 | <1.0 | <1.0 |
| 貝塚市 | 蕎原浄水施設 | 近木川 | 8 | 0.02  | 浄水受水表流水（自流） | 12 | 0.52 | 0.81 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 大池 | 9 | 6.2  | 浄水受水湖沼水 | 1 | <1.0 | <1.0 |
| 泉佐野市 | 日根野浄水場 | 稲倉池 | 10 | 6.2  | 浄水受水湖沼水 | 1 | <1.0 | <1.0 |
| 大阪広域水道企業団 | 孝子浄水場 | 逢帰ダム | 11 | 1.8  | ダム直接 | 12 | <1.0 | <1.0 |

注１）上水道事業場で簡易水道業を含まない

　注２）番号は、条例で定める上水道水源地域の番号（図１参照）

**４　ほう素等の排水基準に係る経過措置（素案）**

**４－１　検討にあたっての基本的な考え方**

今回の経過措置の検討にあたっては、「ほう素等の排水基準に係る経過措置について」（大阪府環境審議会答申　令和２年１月）の基本的考え方を踏まえ、次の（１）～（５）に示す考え方により検討することとする。

**（１）上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止する。**

上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準への移行を検討する。

ただし、上乗せ排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しては、令和４年７月に見直された法の暫定排水基準を踏まえつつ、暫定排水基準を引き続き適用する。

また、上水道水源地域については、現に上水用に原水を取水している地点より上流の公共用水域を対象としていることから、取水実態を踏まえて、必要な見直しを行う。

**（２）上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する日平均排水量30m3以上50m3未満の法対象事業場に対する、ふっ素に係る暫定排水基準については、日平均排水量50m3以上の法の暫定排水基準を適用する。**

上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する法対象事業場のうち、旅館業及び電気めっき業に属し、日平均排水量が30m3以上50m3未満の事業場に対しては、ふっ素について、上乗せ条例において法の50m3以上の暫定排水基準である15mg/Lを暫定排水基準として適用している。

法の50m3以上の暫定排水基準は、令和４年７月の暫定排水基準の見直し後も15mg/Lとされていることから、30m3以上50m3未満の事業場について、引き続き、50m3以上の法の暫定排水基準を適用する。

**（３）海域に排出水を排出する法対象事業場に対する、ほう素に係る暫定排水基準については、公共用水域の水質の保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用する。**

海域に排出水を排出する法対象事業場に対しては、ほう素について、法で、海域以外に排出水を排出する事業場に対して暫定排水基準が設定されている業種については、公共用水域の水質の保全の観点から、上乗せ条例において法と同じ暫定排水基準を適用する。

**（４）生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を適用する。**

生活環境保全条例に基づく排水規制については、これまで、法対象事業場と同様の排水基準を適用してきたところである。こうした取組みは、上水道水源の保護をはじめとした府域の水質保全を図る上で、重要な役割を果たしていることから、これまでと同様の考え方で暫定排水基準を適用する。

**（５）暫定排水基準の一定の適用期間を設定する。**

現時点で一般排水基準を技術的に遵守することが困難な業種については引き続き暫定排水基準を設定することとするが、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえた適切な検討が行われるよう、一定の適用期間を設定する。

**４－２　経過措置について（素案）**

４－１の基本的な考え方及び令和４年７月に見直された法の暫定排水基準を踏まえて整理した結果は次のとおりである。事業場の排水実態については、令和２年度以降の採水検査結果を用いて整理した。なお、下水道業については、事業場による自主測定結果についても用いた。

**（１）暫定排水基準**

**１）上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に関するもの**

**（ふっ素）**

**・旅館業（日平均排水量が30ｍ３以上50ｍ３未満のもの）**

50m3以上の事業場に対する法の暫定排水基準は引き続き15mg/Lが適用されているため、基本的な考え方の（１）に基づき、引き続き、現行の暫定排水基準である15mg/Lを適用することが適当と考えられる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分等 | 排水実態 | 排水基準（㎎/L） |
| 事業場数 | 届出日平均排水量ｍ3/日 | データ数 | 最小値ｍg/L | 平均値mg/L | 最大値mg/L | 法 | 上乗せ条例 |
| 一般 | 暫定 | 一般 | 暫定 |
| 　 | 見直し前 | 見直し後 | 　 | 現行 | **見直し案** |
| 旅館業（日平均排水量が30m3以上50m3未満であり、改正政令施行の際※、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。） | 3 | 43.5～49.8 | 6 | <0.1 | 0.2 | 0.3 | 8 | 50(自然湧出)30(自然湧出以外) | 50(自然湧出) 30(自然湧出以外) | － | 15 | **15** |
| ※昭和49年12月1日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**（アンモニア等）**

**・畜産農業**

該当する３事業場の日平均排水量は1.5～８m3/日である。ふん尿の処理については、全量たい肥化されている。排水は雑排水や清掃等の排水のみで定常的な排水がないため、採水分析することができず、特別な排水処理施設を設置することが困難であることから、基本的な考え方の（１）に基づき、引き続き、暫定排水基準を適用することが適当である。

基準値については、法の暫定排水基準が、令和４年７月の見直しにおいて、排水実態等を踏まえて新たに３区分（牛、豚、馬）に分けられ、牛、豚の基準が強化されるとともに馬の基準が廃止されたことを踏まえ、同様に強化・廃止することが適当である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分等 | 排水実態 | 排水基準（㎎/L） |
| 事業場数 | 届出日平均排水量ｍ3/日 | データ数 | 最小値mg/L | 平均値mg/L | 最大値mg/L | 法 | 上乗せ条例 |
| 一般 | 暫定 | 一般 | 暫定＊ |
| 見直し前 | 見直し後 | 現行 | **見直し案** |
| 畜産農業(牛房施設を有する) | 3 | 1.5～8 | － | － | － | － | 100 | 500 | 300 | 10 | 500 | **300** |
| 畜産農業(豚房施設を有する) | 0 | － | － | － | － | － | 400 | **400** |
| 畜産農業(馬房施設を有する) | 0 | － | － | － | － | － | 廃止 | **廃止** |

＊暫定排水基準は既設事業場（平成13年7月1日現在の特定施設を平成17年4月1日において設置しているもの）のみに適用

・**下水道業**

対象事業場の排水実態をみると、季節及び時間帯による流入水質の変動や、活性汚泥の活性の変動が大きいため、安定的な処理が難しい施設をもつ事業場があり、令和２年度以降の測定データでは、活性汚泥の活性が低下するとされる冬場に、上乗せ条例の排水基準である10mg/Lを超過することがあり、最大で10.8mg/Lとなった。

また、当該事業場においては全窒素の連続測定が実施されている。令和２年度の測定結果によると、１時間値の最大値は19.8 mg/Lであり、全窒素濃度に占めるアンモニア性窒素等が占める割合の冬場（12月～２月）の平均値は90.1％であった。これらを踏まえると、令和２年度における排水中のアンモニア性窒素等の濃度の最大値は17.8mg/Lと推定される。

当該事業場においては、現在においても排水処理方式に変更はなく、上乗せ条例の一般排水基準である10mg/Lを下回ることが技術的に困難であると考えられることから、基本的な考え方の（１）に基づき、引き続き、暫定排水基準を適用することとする。基準値については、全窒素の連続測定結果から推定されるアンモニア性窒素等の濃度の最大値が17.8mg/Lであることを踏まえ、18mg/Lとすることが適当である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分等 | 排水実態 | 排水基準（㎎/L） |
| 事業場数 | 届出日平均排水量ｍ3/日 | データ数 | 最小値mg/L | 平均値mg/L | 最大値mg/L | 法 | 上乗せ条例 |
| 一般　 | 暫定\*\* | 　一般　 | 暫定＊ |
| 見直し前 | 見直し後 | 現行 | **見直し案** |
| 下水道業　 | 3 | 280～　　161,410 | 270 | 0.06 | 4.13 | 10.8 | 100 | 130 | 廃止 | 10 | 20 | **18** |

 ＊暫定排水基準は既設事業場(平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの）のみに適用

＊＊法の暫定排水基準は、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに対して設定され

ているが、府域には存在しない。また、上水道水源地域には法の暫定排水基準が適用されないが、法改正の内容との比較のため、

上水道水源地域以外に排出水を排出する事業場に対する基準を参考に記載している。

**２）上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する法対象事業場に関するもの**

**（ふっ素）**

**・旅館業（日平均排水量が30ｍ3以上50ｍ3未満のもの）**

**・電気めっき業（日平均排水量が30ｍ3以上50ｍ3未満のもの）**

50m3以上の事業場に対する法の暫定排水基準は引き続き15mg/Lが適用されているため、基本的な考え方の（２）に基づき、引き続き、現行の暫定排水基準である15mg/Lを適用することが適当と考えられる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分等 | 排水実態 | 排水基準（㎎/L） |
| 事業場数 | 届出日平均排水量ｍ3/日 | データ数 | 最小値mg/L | 平均値mg/L | 最大値mg/L | 法 | 上乗せ条例 |
| 　一般 | 暫定 | 　一般 | 暫定 |
| 　 | 見直し前 | 見直し後 | 　 | 現行 | **見直し案** |
| 旅館業(日平均排水量30m3以上50m3未満であり、改正政令施行の際※、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。) | 1 | 49 | 2 | 0.08 | 0.09 | <0.1 | 8 |  50(自然湧出) 30(自然湧出以外) |  50(自然湧出)30(自然湧出以外) | － | 15 | **15** |
| 電気めっき業(日平均排水量が30m3以上50 m3未満のもの) | （該当事業場なし） | 8 | 40 | 40 | － | 15 | **15** |
| ※昭和49年12月1日 |  |  |  |  |  |

**３）海域に排出水を排出する法対象事業場に関するもの**

**（ほう素）**

**・ほうろう鉄器製造業**

**・金属鉱業**

**・電気めっき業**

**・旅館業（温泉を利用するもの）**

**・下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの）**

基本的な考え方の（３）に基づき、引き続き、法で暫定排水基準が設定されている業種については、上乗せ条例において法と同様の暫定排水基準を適用することが適当と考えられ、基準値については、法の暫定排水基準の見直し状況に対応することが適当と考えられる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分等 | 排水実態 | 排水基準（㎎/L） |
| 事業場数 | 届出日平均排水量ｍ3/日 | データ数 | 最小値mg/L | 平均値mg/L | 最大値mg/L | 法 | 上乗せ条例 |
| 一般 | 暫定＊ | 一　般　 | 暫定 |
| 見直し前 | 見直し後 | 現行 | **見直し案** |
| ほうろう鉄器製造業 | 0 | － | － | － | － | － | 230 | 40 | 40 | 10 | 40 | **40** |
| 金属鉱業 | 0 | － | － | － | － | － | 100 | 100 | 100 | **100** |
| 電気めっき業 | 2 | 24.9～912.4 | 4 | 1.4 | 4.1 | 6.5 | 30 | 30 | 30 | **30** |
| 旅館業ほう素濃度が500mg/L以下の温泉 | 0 | － | － | － | － | － | 500 | 300 | 500 | **300** |
| 旅館業ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉 | 0 | － | － | － | － | － | 500 | **500** |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの） | 0 | － | － | － | － | － | 50 | 40 | 50 | **40** |

＊ほう素は、海域には法の暫定排水基準が適用されないが、法改正の内容との比較のため、海域以外に排出水を排出する事業場に対する

基準を参考に記載している。

以上、１）～３）の法対象事業場をまとめると、次表のとおりとなる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 現行の暫定排水基準 | **見直し後** |
| 業種区分 | (mg/L) | **(mg/L)** |
| 上水道水源地域 | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、温泉を利用し、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし |
| アンモニア等 | 畜産農業（牛房施設を有する） | 500- | **300** |
| 畜産農業（豚房施設を有する） | **400** |
| 畜産農業（馬房施設を有する） | **廃止** |
| 下水道業 | 20 | **18** |
| 上水道水源地域以外の地域(海域含む) | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、温泉を利用し、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 変更なし |
| 金属鉱業 | 100 | 変更なし |
| 電気めっき業 | 30 | 変更なし |
| 旅館業（ほう素濃度が500mg/L以下の温泉） | 500- | **300** |
| 旅館業（ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉） | **500** |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの※） | 50 | **40** |

※ΣCi・Ｑi/Qが10を超えるもの。

Ci：旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度

Qi：旅館業に属する特定事業場の通常の排水量

Q：当該下水道の通常の排水量

**４）生活環境保全条例対象事業場に関するもの**

 基本的な考え方の（４）に基づき、引き続き、法の暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当と考えられる。なお、現時点においては、排水実態がある事業場は存在していない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 業種区分 | 排水基準（㎎/L） |
| 法 | 生活環境保全条例 |
| 　 | 暫定 | 　 | 暫定 |
| 　 | 見直し前 | 見直し後 | 　 | 現行 | **見直し案** |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域以外 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 10 | 40  | 40  | 10 | 40 | **40** |
| ふっ素 | ほうろう鉄器製造業 | 8 | 12  | 12  | 8 | 12 | **12** |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 100 | 120  | 廃止 | 100 | 120  | **廃止** |
| 畜産農業（牛房施設を有する） | 500  | 300  | 500  | **300**  |
| 畜産農業（豚房施設を有する） | 400  | **-**※ |
| 畜産農業（馬房施設を有する） | 廃止 | **-**※ |
| ジルコニウム化合物製造業 | 600  | 350  | 600  | **350**  |
| モリブデン化合物製造業 | 1,400  | 1,300  | 1,400  | **1,300**  |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650  | 1,650  | 1,650  | **1,650**  |
| 貴金属製造・再生業 | 2,800  | 2,800  | 2,800  | **2,800**  |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 230 | 40  | 40＊  | 10 | 40 | **40** |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 100 | 120  | 廃止 | 100 | 120  | **廃止** |
| 畜産農業（牛房施設を有する） | 500  | 300  | 500  | **300**  |
| 畜産農業（豚房施設を有する） | 400  | **-**※ |
| 畜産農業（馬房施設を有する） | 廃止 | **-**※ |
| ジルコニウム化合物製造業 | 600  | 350  | 600  | **350**  |
| モリブデン化合物製造業 | 1,400  | 1,300  | 1,400  | **1,300**  |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650  | 1,650  | 1,650  | **1,650**  |
| 貴金属製造・再生業 | 2,800  | 2,800  | 2,800  | **2,800**  |
| ＊ほう素は、海域には法の暫定排水基準が適用されないが、生活環境保全条例の暫定排水基準と比較するため、海域以外に排出水を排出する事業場に対する基準を記載している。※生活環境保全条例の届出施設になっているのは牛房施設（牛房の総面積が150㎡未満の事業場に係るものを除く）のみとなるため、豚と馬は対象外となる。 |
|  |

**（２）暫定排水基準の適用期間**

基本的な考え方の（５）に基づき、一定の適用期間を設定することが適当と考えられ、期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間が３年間とされていることを踏まえ、３年間とすることが適当と考えられる。なお、既設事業場に対しては、現状において見直し後の暫定排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はないと考えられる。

**５　上水道水源地域の見直しについて**

上乗せ条例及び生活環境保全条例では、令和４年11月現在、11の地域を上水道水源地域として定めている。また、上水道水源地域に排水する法対象事業場及び条例対象事業場の有害物質に係る排水基準については、水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値と同じ値（省令の排水基準の1/10の値）を適用している。

「ほう素等の排水基準の設定等について」（平成13年12月の大阪府環境審議会答申）において、上水道水源地域については、「現に上水用に原水を取水している地点より上流の公共用水域を対象とすることが適当である。」としている。

この考え方を踏まえ、府域の浄水場における表流水又は伏流水等の取水状況について確認したところ、表流水又は伏流水等の取水を停止した浄水場が複数あったが、上乗せ条例及び生活環境保全条例に規定する上水道水源地域の範囲の見直しが必要となるのは表８に示す地域であった。

表８　見直しが必要な上水道水源地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上水道水源地域 | 関連浄水場及びその取水状況 | 見直しの考え方 |
| 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | 信太山浄水場　→　取水廃止 | 上水道水源地域から削除する。 |

これを踏まえた上水道水源地域の見直し案を表９に示す。

表９　上水道水源地域の見直し案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 現行の上水道水源地域 | 見直し案 |
| 1 | 豊能郡能勢町天王浄水場取水地点から上流の公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 2 | 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 3 | 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 4 | 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 5 | 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 6 | 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 7 | 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | 削除 |
| 8 | 貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 9 | 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 10 | 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |
| 11 | 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域 | （現行どおり） |



**７**

上水道水源地域から外れる範囲

図２　上水道水源地域図